

平成30年12月 第4回佐々町議会定例会 会議録（3日目）

1. 招集年月日 平成30年12月18日（火曜日） 午前10時00分
2. 場 所 佐々町役場 3階 議場
3. 開 議 平成30年12月20日（木曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

| 議席番号 | 氏 名 | 議席番号 | 氏 名 | 議席番号 | 氏 名 |
|------|-------|------|-------|------|-------|
| 1 | 永安文男君 | 2 | 浜野 亘君 | 3 | 永田勝美君 |
| 4 | 長谷川忠君 | 5 | 阿部 豊君 | 6 | 橋本義雄君 |
| 7 | 平田康範君 | 8 | 須藤敏規君 | 9 | 川副善敬君 |
| 10 | 淡田邦夫君 | | | | |

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

| 職 名 | 氏 名 | 職 名 | 氏 名 | 職 名 | 氏 名 |
|-----------------|-------|-----------|-------|--------|-------|
| 町 長 | 古庄 剛君 | 副 町 長 | 中村義治君 | 教 育 長 | 黒川雅孝君 |
| 総務理事兼 企画財政課長 | 迎雄一朗君 | 事 業 理 事 | 川内野勉君 | 総務課長 | 山本勝憲君 |
| 住民福祉課長 | 今道晋次君 | 税 務 課 長 | 大平弘明君 | 保険環境課長 | 藤永大治君 |
| 会 計 管 理 者 | 内田明文君 | 建 設 課 長 | 川崎順二君 | 水道課長 | 橋川貴月君 |
| 産業経済課長 | 藤永尊生君 | 農業委員会事務局長 | 金子 剛君 | 教育次長 | 水本淳一君 |

7. 職務のための出席者職氏名

| 職 名 | 氏 名 | 職 名 | 氏 名 |
|--------|-------|----------|-------|
| 議会事務局長 | 松本孝雄君 | 議会事務局長補佐 | 松本典子君 |

8. 本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第75号 平成30年度 佐々町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第3 議案第76号 平成30年度 佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第77号 平成30年度 佐々町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第78号 平成30年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第79号 平成30年度 佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第80号 平成30年度 佐々町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第81号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件

日程第9 発議第4号 佐々町議会傍聴規則の一部改正について

日程第10 発議第5号 議員の派遣について

日程第11 閉会中の所管事務調査

閉会

9. 審議の経過

(10時00分 開議)

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

皆さんおはようございます。本日は、平成30年12月第4回佐々町議会定例会本会議の3日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により5番、阿部豊君、6番、橋本義雄君を指名します。

これから議案の上程を2日目に引き続き行います。質疑、討論、採決の順で進めていきます。

— 日程第2 議案第75号 平成30年度佐々町一般会計補正予算（第3号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、議案第75号 平成30年度佐々町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

(議案第75号 朗読)

中身につきましては、企画財政課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（迎 雄一朗 君）

それでは、佐々町一般会計補正予算について説明させていただきます。ページをめくっていただきますようお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、1款町税、補正額2,900万円、計15億8,123万5,000円。1

項町民税、補正額2,900万円、計7億5,556万円。

11款分担金及び負担金、補正額19万5,000円、計200万6,000円。1項分担、大変失礼しました。大変失礼しました、申し訳ございません。もう一度訂正いたします。

11款分担金及び負担金、補正額、減額37万6,000円、計9,766万円。1項分担金、補正額19万5,000円、計200万6,000円。2項負担金、減額57万1,000円、計9,565万4,000円。

12款使用料及び手数料、補正額、減額187万1,000円、計2億26万4,000円。1項使用料、補正額、減額187万1,000円、計1億5,951万7,000円。

13款国庫支出金、補正額、減額1,064万1,000円、計7億1,803万4,000円。1項国庫負担金、補正額328万7,000円、計5億6,199万6,000円。2項国庫補助金、補正額、減額1,392万8,000円、計1億5,144万1,000円。

14款県支出金、補正額279万7,000円、計4億8,502万6,000円。1項県負担金、補正額35万円、計3億461万1,000円。2項県補助金、補正額、減額1,000円、計1億5,326万6,000円。3項委託金、補正額244万8,000円、計2,714万9,000円。

15款財産収入、補正額263万7,000円、計1億4,130万3,000円。1項財産運用収入、補正額106万8,000円、計1,923万8,000円。2項財産売払収入、補正額156万9,000円、計1億2,206万5,000円。

17款繰入金、補正額6,580万円、計4億1,572万2,000円。1項基金繰入金、補正額、計とも同額です。

19款諸収入、補正額192万6,000円、計8,946万9,000円。3項貸付金元利収入、補正額42万3,000円、計2,062万3,000円。4項雑入、補正額150万3,000円、計6,781万8,000円。

20款町債、補正額1億1,120万円、計4億5,130万円。1項町債、補正額、計とも同額です。歳入合計、補正額2億47万2,000円、計61億8,225万円。

歳出、1款議会費、補正額26万3,000円、計8,200万円。1項議会費、補正額、計とも同額です。

2款総務費、補正額38万1,000円、計7億7,204万9,000円。1項総務管理費、補正額、減額248万6,000円、計6億5,945万円。2項徴税費、補正額35万8,000円、計7,545万6,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正額10万7,000円、計2,864万5,000円。4項選挙費、補正額242万7,000円、計534万3,000円。5項統計調査費、補正額、減額2万5,000円、計51万7,000円。

3款民生費、補正額195万8,000円、計16億9,147万5,000円。1項社会福祉費、補正額135万1,000円、計7億4,394万4,000円。2項児童福祉費、補正額60万7,000円、計9億4,733万1,000円。

4款衛生費、補正額316万5,000円、計6億8,663万1,000円。1項保健衛生費、補正額301万7,000円、計3億7,749万円。2項清掃費、補正額14万8,000円、計3億260万9,000円。

6款農林水産業費、補正額、減額143万4,000円、計2億2,468万2,000円。1項農業費、補正額、減額143万4,000円、計2億800万7,000円。2項林業費、補正額ゼロ、計1,647万5,000円。

7款商工費、補正額減額3万4,000円、計5,362万1,000円。1項商工費、補正額、計とも同額です。

8款土木費、補正額6,866万5,000円、失礼しました。減額6,866万5,000円、計8億2,314万円。1項土木管理費、補正額44万5,000円、計9,598万5,000円。2項道路橋梁費、補正額減額4,486万9,000円、計2億3,823万3,000円。5項都市計画費、補正額減額950万円、計3億9,384万6,000円。6項住宅費、補正額減額1,474万1,000円、計8,324万4,000円。

9款消防費、補正額120万円、失礼しました。減額120万円、計2億4,255万5,000円。1項消防費、補正額減額120万円、計2億4,255万5,000円。

10款教育費、補正額2億6,588万4,000円、計8億4,819万1,000円。1項教育総務費、補正額減額34万円、計8,083万7,000円。2項小学校費、補正額1億7,310万5,000円、計3億1,364万

2,000円。3項中学校費、補正額9,275万円、計1億6,836万8,000円。5項社会教育費、補正額36万9,000円、計1億1,593万5,000円。6項保健体育費、補正額ゼロ、計4,169万9,000円。

11款災害復旧費、補正額170万円、計6,564万7,000円。1項農林水産施設災害復旧費、補正額170万円、計6,414万7,000円。

12款公債費、補正額減額52万1,000円、計4億9,312万6,000円。1項公債費、補正額、計とも同額です。

14款予備費、減額102万5,000円、計2,974万5,000円。1項予備費、補正額、計とも同額です。歳出合計、2億47万2,000円、計61億8,225万円。

以上でございます。

次のページでございます。2表、第2表繰越明許費、10款教育費2項小学校費、事業名、空調設備設置事業、金額1億7,200万円。

10款教育費3項中学校費、空調設備設置事業9,200万円。

これにつきましては、小学校、中学校のエアコン設備の整備に係る繰越明許費でございます。

次のページでございます。第3表債務負担行為補正、追加、事項。住民基本台帳ネットワークシステム機器リース料。期間、平成30年度から平成36年度まで。限度額701万8,000円。これにつきましては、国が設定する住民基本台帳ネットワークシステム機器の標準更改期間が平成30年の11月から31年の11月となっているということで、本町においては31年の6月に5年リースにて機器の更新予定であるということで、そのために平成30年度中に一連の契約事務を行う必要があることから、債務負担行為として計上するというものでございます。

続きまして、下の事項でございます。株式会社日本政策金融公庫（以下「甲」という。）が、公益社団法人長崎県林業公社（以下「乙」という。）に、利用間伐推進資金、金4,500万円を貸し付けたことについて、甲が損失を受けかつ、長崎県（以下「丙」という。）が甲に対し、その損失を補償して損失を受けたとき、佐々町は丙にその損失の一部を補償する。期間、平成30年度から平成41年度まで。限度額、平成30年度において、乙が甲より借り入れた利用間伐推進資金について、丙が甲との間になした損失補償契約に基づく丙の損失額に次の率を乗じた額。利用間伐推進資金、金4,500万円については、2万分の194。

これにつきましては、長崎県林業公社が、日本政策金融公庫から利用間伐推進資金4,500万円の融資を受けるにおいて、損失補償契約に関するものでございます。

次のページでございます。第4表地方債補正。追加、起債の目的、学校教育施設等整備事業債、小中学校空調設備設置事業、限度額1億5,090万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、年2.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または、繰上償還、もしくは低利に借り換えすることができる。

変更、起債の目的、公共事業等債、町道改良・舗装補修事業。補正前、限度額1,750万円、起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、年2.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。補正後、限度額790万円。起債の方法、補正前に同じ。利率、補正前に同じ。償還の方法、補正前に同じ。

公共事業等債、橋梁長寿命化対策事業。補正前、限度額2,900万円。起債の方法、利率、償還の方法については、上記と同じです。補正後、限度額1,980万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、上記と同じです。

公営住宅建設事業債、公営住宅改修事業。限度額2,860万円。起債の方法、利率、償還の方

法については、上記と同じです。補正後、限度額2,290万円。起債の方法、利率、償還の方法については同じです。

公共事業等債、公園施設長寿命化対策事業。限度額3,330万円。起債の方法、利率、償還の方法については、上記と同じです。補正後、限度額1,800万円。起債の方法、利率、償還の方法については、上記と同じです。

災害復旧事業債、30年災農地等災害復旧事業。補正前、限度額830万円。起債の方法、利率、償還の方法については、上記と同じです。補正額、限度額840万円。起債の方法、利率、償還の方法については、上記と同じです。

次のページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、説明を割愛させていただきます。

そのページ以降につきましては、歳入歳出補正予算の内容の説明になります。

企画財政課の関係についてまず説明させていただきます。

17ページでございます。2目、失礼しました、2目財産管理費、失礼しました、財政管理費12節役務費、財務諸表作成支援手数料につきましては、平成29年度の決算に係る公会計の対応に伴い、公認会計士へ2回分の22万1,000円の支援手数料を計上させていただいたものでございます。

27ページでございます。27ページの8款土木費、都市計画費の2目都市再生整備計画事業費、13節の委託料50万円、こちら事業効果分析調査業務委託料でございます。こちらにつきましては、佐々地区都市再整備計画に係るアンケート調査方法の変更に伴う予算の計上でございます。

私からの説明は以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すみません。総務課関連の補正について御説明させていただきます。

まず、12ページをお願いいたします。14款の県支出金の中の節になりますが、4節の選挙費委託金ということで242万7,000円。あの、県知事、失礼しました、県議会議員選挙が控えておりまして、予定では4月中旬から実施ということになっておりますが、上旬のほうに変更になったということで、30年度に負担する費用が増えておりますので、その関係で委託金が増えたものでございます。

詳細につきましては19ページをお願いいたします。こちらのほうに県議会議員一般選挙費ということで費用を組ませていただいております。当初では107万4,000円の費用でございましたけど、補正しまして350万円ほどの金額となっております。全体的に800万ほどの費用を見込んでおります。

特に、今年度、お知らせしましたとおり、投票所、それと区割りの変更をしておりますので、その広報費用も含めた中で予算を計上させていただいております。よろしくをお願いいたします。

続きまして、すみません、17ページ、ちょっと戻りますが、17ページをお願いいたします。13節委託料で会計年度任用職員制度導入支援業務委託料ということで、こちらにつきましては、制度設計自体は本町職員のほうで行いたいと考えておりますけど、条例の整備が非常に多ございますので、その条例の整備のお手伝いをさせていただこうということで業務支援の委託料を組ませていただいております。

あと3目の財産管理費で工事請負費119万円ほど減額させていただいておりますが、これは町内会集会所、主にエアコンの改修、工事でございますが、その分の実績による減額でございます。

続きまして、すいません、給与費明細書のほうをちょっと開いていただいて、33ページ、すいません、34ページになります。総括のところでは若干御説明いたしますと、職員数が1名ということで増員しております。比較のところ見ていただければ、89名になっております。こちらにつきましては、保健師を新たに雇用しておりますので、その分でございます。それに伴いまして、給料のほうは25万1,000円となっておりますが、新規採用分、それと人勧分、それと、減額の部分が休職延長ということで、病気休暇の職員がおりまして、その部分の減額という形で、トータル的には25万1,000円の増という形になっております。

職員手当につきましては、もろもろの人事院勧告等の影響、それと、ちょっと算定ミスという部分がございます、その中でまた住居手当とか、その他もろもろの移動がございます300万ほどの増額となっております。

また、共済費につきましては、120万ほどの減額となっておりますが、こちらにつきましては標準給与月額の変更等に伴いまして減額となったものでございます。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すみません。それでは、10ページをお開きいただければと思います。10ページの中ほどになります。13款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節の総務費補助金の187万9,000円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金（10/10）というところでございます。

同じような名称で、さきの9月補正においても37万8,000円という補正をさせていただいておりますけれども、それにつきましては、総務省、すいません、法務省所管の補助金ということで、今回は名称がちょっと同じ名称になってしまうんですけれども、今回は総務省所管の住民基本台帳システムに係るマイナンバーカード等の記載事項の充実を図るためのシステム改修の経費として交付されるものでございます。その今回交付決定にあわせて計上させていただいております。歳出予算のほうは、当初概算で計上させていただいておりますので、歳出予算の補正は今回は行っておりません。

それから、すいません、21ページをお開きいただければと思います。21ページの3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費でございます。この中ほどの20節の扶助費478万3,000円、障害者医療給付費でございますけれども、これにつきましては、10月に2件の新規申請があったということで、それに伴う増ということになっております。あわせて国庫負担金、県負担金も国庫2分の1、県4分の1の補正を行っているところでございます。

それから、同じページですけれども、4目福祉センター施設管理費でございます。この需用費のところでは燃料費が57万4,000円、光熱水費141万円ということで増額をさせていただいております。燃料費につきましては、当初予算計上時点から灯油代が、単価が増となったものでございます。

それから、光熱水費につきましては、すいません、漏水がありまして、その漏水の補修を行っておりますけれども、その漏水に伴う部分の増額が一部発生しております、その分の補正をさせていただいております。

漏水の補修につきましては、一旦、取り掛かってはおりますけれども、現時点では2か所の補修をしておりまして、完全に止まったと言えるかどうかのところではございまして、再度調べながら調査をして、漏水の箇所を補修を行っているところではございますけれども、しっかりと止まれば、大変恐縮ですけれども、3月補正で再度補正をさせていただくようなことがあるかもしれません。

それから、電気料につきましても、基本料金のデマンド増加に伴う部分で増額を見込んだ今回の補正をさせていただいてるところでございます。

それから、22ページの3款民生費2項児童福祉費1目の児童福祉総務費のところの20節扶助費でございます。235万円の増額をさせていただいております。障害児通所給付費の増でございますけれども、これにつきましては、当初28人で予算を見積もっておりましたけれども、現時点で34人ということで6名の増となっておりますので、決算を見込んだ補正をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

教育委員会からは1件説明をさせていただきたいと思っております。

先ほど企画財政課長のほうから説明がございました、4ページの第2表繰越明許費、それから、6ページの第4表地方債補正、この小中学校空調設備設置事業の地方債の分、それから、歳入の10ページから11ページにかけて、13節国庫支出金の中で冷房設備対応臨時特例交付金というものがございます。それから、11ページもございます。

それから、15ページでございますが、この中におきましては、先ほど地方債の補正にかかわります学校教育施設等整備事業債1億5,090万円、それから、歳出でございますが、29ページから30ページにかけて、歳出予算、小学校費、中学校費、それぞれ空調設備整備工事を上げさせていただいております。これにつきましては、ことしの全国的な猛暑によりまして、熱中症による児童の死亡事件が起きたなど、佐々町におきましても、6月、7月におきまして熱中症計を設置をいたしまして、調査を行った経緯もございます。

こういった中で秋の国会における国の30年度補正予算において、臨時的に措置されました空調設備に対する交付金では、来年の夏までに整備を行うという要件を目途として、9月議会におきましては、小中学校の空調設備実施設計委託分の予算を計上させていただきまして、準備を進めさせていただいております。

ことし11月末には、国からの臨時交付金の内定通知が来る予定になっておりましたけれども、若干遅れまして、去る12月4日に約3,100万円の内定通知が来たところでございます。

実施設計の進捗率は、現在、2校分が今のところ60%程度、1校分が80%とっている状況でございますが、この夏までの設置ということで6月末をめどとした工期を今のところ予定をしておるところでございますが、今回の12月定例議会におきまして、3校それぞれの概算工事費を計上をさせていただきまして、第2表で掲げております繰越明許費におきまして、この事業を対応させていただきたいというふうに考えております。

なお、スケジュールにつきましては、先月11月15日に開催していただきました産業建設文教委員会におきまして説明をさせていただいておりますけれども、実施設計が完了次第、入札の手続を早急に行いたいというふうに考えておるところでございます。

また、それぞれの各学校に要する予定価格が5,000万円を上回る見込みであることから、3月定例会、もしかしたら前に契約を締結をいたし、議会の議決を要する契約締結議案となる見込みでございますので、皆様方にはどうかよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

まず、産業経済課の関連になりますけれども、9ページのほうをお願いしたいと思います。歳入のほうで2段目でございます11款分担金及び負担金、分担金のほうになります。農業費分担金、30年災農地災害復旧事業受益者分担金ですが、こちら9月の豪雨によります農地災害復旧事業の地元負担金の分を計上しております。こちらにつきましては、町で受け入れるという形になっております。あわせまして、県の補助金のほうも歳入のほうで受けるようになっております。

めくっていただきまして、続きまして、11ページのほうになります。11ページの一番下の段になります。14款県支出金県補助金の分ですが、4目農林水産業費県補助金、こちら肉用牛パワーアップ事業の補助金のほうになります。減額の150万としております。牛舎整備の分の事業になりますけれども、申請者の取り下げということで全額減額をさせていただいているものです。

次のページになります。12ページ、一番下の段になります。15款財産収入、財産貸付収入になります。造林契約に基づく間伐材売却収入の分収金と増額の106万8,000円になります。造林契約に基づく間伐材売却収益の分収金ということで売上げの20%になっております。こちらを受け入れたいしているものです。

続きまして、ページめくっていただきまして13ページ、こちらもまた一番下の段になりますけれども、19款諸収入、貸付金元利収入ですが、林業開発促進資金償還金、こちら42万3,000円になります。林業公社から開発促進資金の貸し付けを行っておりますが、その一部を繰り上げて償還するというので今回受け入れを行っております。

続きまして、歳入のほうになります。25ページ、6款農林水産業費、8目、失礼しました、7目の畜産業費ですが、こちら肉用牛パワーアップ事業の補助金ですが、歳入でも申しました牛舎整備に予定をしておりましたが、申請者の取り下げということで減額の225万を計上しております。

次のページ、26ページをお願いしたいと思います。26ページの7款商工費7目消費者行政推進費ですが、こちら需用費のほうで13万9,000円を計上しております。県の補助金のほうも絡むものなんです。当初計画とは別にその新たなメニューということが年の途中で出まして、そちらのほうを採択を受けまして、今回執り行うということでの計上をさせていただいております。こちら内容としましては、消費者行政の資料のパンフレット、こちらのほうを購入するという形での事業になるものです。

それと、続きまして31ページのほうをお願いしたいと思います。31ページの一番下の段になります。こちら11款の災害復旧費、2目の農地災害復旧費のほうですが、30年災農地災害復旧工事ということで、こちら9月の豪雨によります農地の災害のほうにつきまして受け入れをさせていただいております。

以上になります。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

すいません。9ページのほうをお開きください。12款1項5目2節住宅使用料です。公営住宅使用料が減額となっておりますが、これは特定公共賃貸住宅家賃を平成30年4月1日から改定をしておりますので、その関係で大きく減額というふうになっております。

その下、すいません、下の10ページですが、4目の土木費国庫補助金です。住宅、道路、公

園事業について国庫補助金の交付見込みによる減額となっております。この国庫補助金の交付見込みによる減額にあわせまして、14ページの土木債のほうもあわせて減額というふうになっております。

次、27ページのほうをお願いします。27ページ、上段の2目の道路新設改良費でございます。13節委託料955万円の減額、それと、15節工事請負費3,502万3,000円の減額、それから、下段の2目公園管理費15節工事請負費の1,000万円の減額、それから、次のページの28ページの上段の1目住宅管理費、これの15節工事請負費1,477万3,000円の減額、これの減額につきましては、先ほど歳入の部分で申しました国庫補助金の交付見込みによるものでの調整というふうになっております。

以上です。よろしくをお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（藤永 大治 君）

それでは、21ページをお願いいたします。21ページ、1目の社会福祉総務費でございますけれども、28節繰出金、国民健康保険特別会計繰出金ということで、減額の845万2,000円でございますけれども、こちらは保険基盤安定負担金と財政安定化支援事業分の減に伴う繰出金の減となっております。

続きまして、23ページをお願いいたします。23ページの6目の健康相談センター施設管理費でございますけれども、先ほど総務課長からありましたとおり、2節の給料133万2,000円でございます。こちらは29年度末の退職の保健師分の補充ということで、本年30年の10月採用の保健師分6か月分も含んだ補正となっております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

税務課長。

税務課長（大平 弘明 君）

9ページのほうをお願いいたします。歳入になりますけれども、1款町税1目町税費になります。2,900万の増額補正をさせていただいております。個人につきましては1,300万、こちらは決算を見込んだところでの増額補正ということになります。

次の法人になりますけれども、1,600万の補正ということで、こちらのほう1法人の予定申告額、申告に伴います増額補正ということになっております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

（「なし。」の声あり）

ないようです。

これから質疑を行います。

8番。

8 番（須藤 敏規 君）

山関係でちょっとお尋ねしたいんですけども、何ですかね、債務負担行為ですかね。5ページ、4,500万の利用材、間伐材の資金ば、30年度から41年度まで補償するわけですけども、まあ金額にしたら43万程度になるんですが、この期間30年度から41年度までのそんなら負担する、佐々町の計画っちゃうのは、年度ごとにどういうことがやっていくのっちゃうのをちょっと知らせてください。

それから、その6ページ。起債の関係と後のほうにくる国の交付金のあるんですけども、大体こう、こういう公共事業債とか町道改良、橋梁、公営住宅、公園、主にこの交付金ば使って仕事をなさってるんですけども、大体、この時期に交付金の額が確定して、当初予算ではたくさん計画して、例えば実際事業ばするってならば、6割しかできないとなるわけですかね。それで全部起債とか絡んできてくるもんですから、この全体の事業計画っちゃうのは、例えば5年なら5年で配分して計画を立てられてると思うんですけど、その状況はどうなってる。私たちはこれ、単品で出るもんですから、5年だったら5年の計画が、担当委員会には示してあるんでしょけども、ちょっと総務のほうですから、わからんもんですから、この交付金の状況ですね。この年度にこの事業をすると決めて、年度ごとに交付金が幾らってきてるのか、減額なった分はもう先に発注しとったら、一般財源の持ち出しってなるもんですからですね。確定したら、それから事業計画してある範囲で、計画したから事業ができなくなるわけですよ。ですから、そこら辺の状況をちょっと、この社会資本総合整備交付金について、全体をちょっと教えていただければと思います。そうですね、この10ページ関係の全部減額か、起債に絡まってきますので。

それから、12ページ。一番下に造林契約に間伐材売収金の分収金っていうんですけど、これについて大体、契約者、先ほど2割とかなんとか説明を受けたんですけど、そんならこの地区のですね、まあ何本、なんかわからんですけど、その契約内容がどうなってこの分収林のお金が入ってきているかですね。大体、こう切ってしまうと、この当初あった、債務負担行為にあった金額の2万分の160なんていうのが、植林してないからですね、この分子が減っていくんじゃないかと思ったもんですから、そこら辺の計算式をちょっと、来年予算もあるもんですから、教えてください。

あ、そい関連してですね、25ページですね、林業総務費に財源内訳の変更があってるんですけど、これどの分のところが、分収林が入ってきたかどうかわかりませんが、それで一般財源のあれがそちに増えたかの確認だけお願いします。

あと、先ほどから学校施設の冷暖、エアコン設置が次長のほうから話があったんですけども、私はもう当初、普通教室だけならいいだろうと感触持ったもんですから、今回は特別教室とかいろいろ入れて一気にやりたいという町長の、また分けてするのは大変だろうというのは理解するんですけど、そしたらその国のお金がですね、普通教室の分で幾らくるのか、その、何ですかね、特別教室、その他で幾らくるかって、内訳をですね、ちょっと知らしてください。

聞いたら、キュービクルというんですかね、変圧機というんですかね、あれは口石小学校だけが新設とか、増設っていうんですかね、あとは今のあるとにするだけって聞いとるもんですから、それはそれでいいんですけど、そこら辺の特別教室関係と普通教室の関係でね。そいけん、普通教室はやむ得んですけど、そんなら、持ち出しが多いなら、来年度で特別教室の分はすべきで、いいんじゃないかっていう思いがあるもんですからですね、そこら辺の、絶対今年度でしたい、っちゃうあれば示してください。

議 長（淡田 邦夫 君）

5項目だったと思いますけども、はい、どうぞ。
教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

今回の臨時交付金につきましては、当初、普通教室を優先するという書き方で書いてありました。優先するということが、特別教室のもしからしたら交付金対象になるのではないかとということで、県内の各自治体も特別教室を含めて、申請をされているところも多々ございました。

本町におきましては、委員会に提出させていただきました資料の普通教室は新設が44、更新が8ということで、新設44、更新8ということで、この52教室。それから、特別教室におきましては、新設が16、更新が11ということとなっております。それから、その他ということで、口石小学校の例えば多目的室、大きい広いところがございます。学童保育で利用をする見込みもあるようなところがございますが、そこにつきましては、新設が2、更新が4でございます。

今回の臨時交付金というのが、平成30年度補正予算ということで、もう単年度限りの予算と。来年度は見込まれないようなことになっておりまして、もし交付金が、臨時交付金が特別教室まで認められるのであればと思いを込めましてですね、フォローアップ調査のほうで追加させていただいておるといふような状況でございます。

結果、12月に交付金が、内示がきたわけでございますけれども、普通教室の新設分の44、それから特別教室の16教室、この新設分の普通教室、特別教室の分に対する交付金が対象と結果なったということで、こちら要望額、調査どおりの数字がまいったわけでございます。

今回、単年度限りということで30年度補正をさせていただきまして、特別教室、普通教室、それから多目的、その他教室ですね、含めてしたほうがいいのかという判断のもとで今回、上げさせていただいた状況でございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

まず5ページに御質問いただきました債務負担行為の主なものですが、まずこちらにつきましては、利用間伐推進資金という形ですが、償還円滑化のための資金ということでの借り入れになるものです。

続きまして、12ページのほうで御質問いただいています、分収金にかかるものですが、まず地区につきましては、佐々町の大茂地区の分になりまして、こちらの売り上げの分で1,535万8,861円ございまして、その分の経費という形で1,001万2,445円の経費がかかっております。その分で収益のほうで534万6,416円上がっておりまして、その分の2割、20%ということで106万9,281円、こちらのほうが分収金のほうで、本町のほうに入ってくるというものになるものです。

続きまして、25ページに林業総務費のほうがございますが、こちらで財源組替という形で載っておるところになりますが、こちらにつきましては、歳入のほう、先ほどの分収金の分ですけども、財産収入の分と、あと合わせまして、19款の諸収入の貸付金の元利収入の、そちらのほうをそちらのほうで受け入れている形になりますので、その他の分での計上という形になっているものです。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

すいません。各種工事関係につきましては、それぞれの長寿命化計画等があります。まず、公園については公園の長寿命化計画、それから道路の改修につきましては、道路ストック総点検による計画、それから町営住宅につきましては公営住宅の長寿命化計画、それから橋梁につきましては橋梁の長寿命化計画、これらの計画等がありますので、これに基づく年次計画に基づき、進めていってるところでございますが、それぞれの補助金につきましては、内示率が低いもので40.9%、すいません、住宅のほうが40.9%ですね、それから道路関係が45.5%、それから橋梁関係が67.2%、それから公園関係については54%の内示率ということになって、なかなか補助が付かないという状況でございます。

これで、初年度要望をするわけですけども、そのなかなか補助が付かなくなった部分につきましては、翌年度に繰り延べした形での、翌年度また要望して行って、補助を見ながら補修をしていってるという状況でございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（須藤 敏規 君）

まあ、学校施設について、その特別教室も交付金が認められたってということですね。普通教室は全部認められた、更新分がだめということで、そんなら、それはよしとしたら、そしたら特別教室の交付率と普通教室の交付率は同じなんですかね。残ったとは起債か何かで借りてやっていこうということなんでしょうけども、その交付率は一緒ですか。その3分の1のうちゅうのは、普通教室も特別教室も3分の1あるということで理解しとけばいいんですね。はい。

1つ、まあ、歳出のほう見てないんですけど、公共施設の整備基金を、私は議会に協議してから使うように再三言っているんですけど、これには使っとらっさんとですよ、まあ中身全然きょうは見とらんですけども。そい、もう私が言うのは無視して使うってということですかね。町長は、そいちょっと答えていただきたい。

あと、まだよかとかね。内示率、橋梁とか橋とか道路。まあ、するのは構わないんですけど、それぞれの計画で。そしたら当初の公共施設の整備計画でピックアップしてするっていうのは、もう道路、橋梁、橋とか公営住宅は考えなくて、それぞれの計画で整備していく。6割近くは起債か一財持ち出して走っていくという考えしときゃいいんですかね。そい、ばあってですね、そっちはそっちで、公共施設の全体計画はさておいて、進めない。その進め方だけちょっと答えてください。

そして、産経課長の山の件はですね、そしたらちょっと私がもうようわからんとです、106万8,000円の売却益があって、大茂地区のを切ったってことですかね。そいけん、面積で計算するかどうかわかりませんが、丸さが直径が幾らで七、八メートルの木が5,000円とすればですよ、何本になるか、そのそれで2割でこのくらいうちゅうのを聞いたかったもんですから。じゃあ残りの山が町有林があった場合、切れるのがどのくらいあるのかなと、ちょっと計算したかもんですから。多分、資料持たっさんなら後で聞きに来ますから結構ですけど。2点だけで結構です。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（迎 雄一郎 君）

今、お話いただきましたその公共施設整備基金につきましては、補正予算の要求書の13ページに記載しております、公共施設整備基金の繰入金ということで9,080万円を計上しております。こちらにつきましては、先ほどから説明がございました、その小中学校の空調設備の工事に関係する、一般財源の充当分として計上しているものでございます。これまあ先ほどからのお話のとおり、国費の冷暖房設備対応の臨時特別交付金が、まあ、内示がまあ、12月にございまして、大変申し訳ございませんが、議会に説明する暇がなかったということでございます。

はい。この基金につきましては、その公共施設の修繕について対象になってるってということで、公共施設整備基金ということで、今回計上させていただいております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

すいません、先ほどの分の各種計画に基づいた整備を進めているところでございますけども、全体の公共施設の整備計画との整合性等のことだと思いますが、全体の計画というのは尊重しつつつかというか、そのあって進められているということでありまして、各種道路等の整備につきましては、現状としては国庫補助がついたものについては、別に進めているという状況になってるところです。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

事業理事。

事業理事（川内野 勉 君）

予算書を見ればおわかりのとおりだと思いますけれども、今回、皿山公園を整備しております。ことしと来年、2か年かな。その分につきましては、補助に該当しない部分がございますので、予算で、財源内訳でおわかりのとおり、一財が増えております。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（須藤 敏規 君）

事業をなさっていくのをですね、やはり、結構なんですけど、考え方として、一方では今から公共施設の整備をどうやっていこうかってしよる中で、個々の計画書によってそういう進めていかれるのですか、それでいいんでしょうかっていうことが1点。公共施設の整備基金については、まだまだそういうとで、今後、基金の使い道は検討しなくちゃいかんのではないですかというさなかで、事業があれば基金から使っていく、そういう方針でやっていかれるんですか、町長って私お尋ねしよってすよ、そいだけ。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今度、緊急に冷暖房施設が出てきたわけでございます。そういうことで、公共施設整備基金があるものですから、それをやはり公共施設ということですね、使わせていただきました。やはり今、須藤議員がおっしゃるように、今後この基金についてどういう計画で使うのかというのは、もちろん我々も立てなきゃならないと思っていますけど、今回はそういうことで基金を、公共施設基金をお願いしたということでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4問目です。

8番。

8 番（須藤 敏規 君）

まあ今後、いろんな庁舎建設とかいろいろあって、学校施設とかその公共施設をどう振り分けたいかっておっしゃったものですからですね、ということは、まあそいは関係なかけん、議員は、私は町長だから、私の裁量で予算計上して、執行していくということですね。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

私は、そういう裁量でつくるということはありません。ただ、今回は先ほど言いましたように、緊急にこう出てきましたものですから、公共施設整備基金を使わせていただきました。それから庁舎建設とかについては、やはり基金を、別にですね、基金を設けてやっていかなきゃならないと考えていますので、新年度についてもそういう基金を考えながらですね、やっていきたいと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（浜野 亘 君）

22ページですね、民生費なんですけど、3目児童福祉施設費の3節職員手当等の中の時間外勤務手当が、減額の104万円、当初予算からすると40%あまり減額をされておりますので、理由をお聞きしたいということです。

それからもう一点が、逆に今度増額が、時間外手当が大きいのが、16ページ、2款の総務費です。1目一般管理費の中の3節職員手当等、時間外勤務手当が46万6,000円の大幅な増額になっております。その辺、理由をお聞かせ願えればと思います。よろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すいません、説明が抜けておりました、申し訳ございません。時間外手当につきましては当初予算、各職員数に150時間ということで、業務に関係なく一律に各課に、職員数に応じて割り当てたという形になっておりました。ところが、まあ御存じのとおり、課によってはどうし

でも時間が多い課、課によっては、その所属によっては時間外が少ない課、いろいろございますので、その部分につきましては、今回の12月の補正の前に各課の要望をとりまして、その中で全体の時間数を変えず、全体の時間外の費用を変えずに、調整させていただいたという形で、各課の要望をとって、このような形で調整させていただいております。

減額につきましては、その大きなものは、先ほど言われた22ページの104万の大きなものは児童福祉施設ですから、第2保育所の保母さんの時間外の部分も150時間で一律付けさせていただいたんで、その部分はそのまでは必要ないでしょうということで、減額させていただいて、全体的にもっと時間を、実績でいけばもっと時間数が多かった、昨年の実績ですね、そういうものも勘案しまして、各課の要望をとって調整させていただいたという形になっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、当然、職員数が増え、先ほど言いましたように、雇っておりますので、その分で増える分、それとか人事院勧告の分、その分については当然、調整させていただいて、その部分は増額させていただいたという形になっておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（浜野 亘 君）

私が以前申し上げたことと違う方向で行っていますよね。職員が増えたら、時間外は減るんじゃないですかということをおっしゃったんですよ。人数掛けたら、1人当たり150時間を掛けると、職員が増えたところに時間外が増えて、仕事楽になるじゃないですか、そこ。逆に少ないところに時間外は配分しないといけないんじゃないですかと、以前申し上げたと思いますけど。逆行してますよね、全然、職員、その現場のこう状況を把握されていないと総務課長はおっしゃってるわけ、と同じことを言っているわけですよ。把握していないような形です。一律、そんなことやったら誰でもできます。1人当たり150時間掛けたということであれば。職場の状況を見ながら、やはり時間外というのはあるべきじゃないですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すいません、ちょっと説明が悪かったと思います。

当初予算では、そのような形で、一律で配分を行っておりましたが、12月の補正で全体の各課の要望をとって、各課によってはそのどうしても時間外が多い課、どうしても少ない課がございますので、その分につきましては各課の要望の中で、全体の予算額を変えずに配分をさせていただいたということでございますので、浜野議員さんが言われている趣旨と同じような形だと思います。

1名増えた分をということは、そこはもともと昨年いた職員が退職した部分を補充した部分で、当初では見込んでなかった分の時間外はその部分は増やさせていただきましたという追加で御説明した部分でございますので、趣旨は同じだと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（浜野 亘 君）

いやいや、総務課とか企画財政課とか職員増えてるじゃないですか。そういうことを言っているんですよ、過去のことを言っているんです。今回増えたからということじゃなくて、過去のことで増えたところに大変だからということで正規職員を採用されて、業務を遂行すると、それはいいことなんですけども、それによって、そこのパーセント的に欠けてしまうと、そこだけが増えてしまって、職員増えた割に時間外減らないという状況になるから、前、お話をしたわけですから、その辺はきちっと、今はじまった役場じゃないわけですよ、今年度はじまった役場。過去ずっとあるわけですので、その辺はおわかりだと思いますけど、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すいません、一律に率を掛けて配分したという形でございますで、各課の要望をとって今後、例えば12月補正でしたんで、11月以降の半月分の今後の時間外の状況を各課のほうから1人ずつ要望をとって、その中で最終的な配分を行ったということでございますので、よろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

1点質問いたします。歳入のところの9ページの土木使用料の中の公営住宅使用料について、特定公営住宅の家賃の改定に伴う大幅引き下げに伴う減額という説明でありましたが、その措置をとられたことによって、いわゆる入居率等の変化というのは、その後どうなっているかについて、お答えをいただきたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

入居につきましては、1戸増となったのみでございます。各種広報等、広報紙に紹介等をしてるわけですけども、まあなかなか増加しないという実情でございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

ここは、いわゆる住宅使用料の見直しだけでなく、一定の改修費用も投入されていたかというふうに思うんですけども、そういう点で改めて、そこの利用率の向上に向けた取組というのを是非進めていただきたいと思うんですが、特に何か具体的なことを考えておられますか。

議 長（淡田 邦夫 君）
建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

先ほど申しました分の広報紙に定期的に紹介をしているというところで、現在行っております。あとホームページのほうにも掲載をしてやっていただきたいというふうに思っております。あと、現時点ではその程度の案内というところとなっております。
以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
3番。

3 番（永田 勝美 君）

やはり、資金も投じて、町民のために活用しようという企画でありますから、やはり積極的な見直しをして、利用料を引き上げていくという取組が求められるというふうに思います。
そういう点で、従来型のその広報だけという、広報のやり方についてもですね、いろいろ考える必要があるんじゃないだろうかということを申し上げておきたいというふうに思います。
以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
5番。

5 番（阿部 豊 君）

今回、73号議案で人事院勧告に伴う条例の改正が実施されました。それに伴う関連予算の人員費の計上が出されたというふうに推察しておりますけれども、労使合意による提案であり、その関連の予算が計上されていると認識しておりますが、この実行については、どのようなスケジュールで執行されるのかというのを確認しておきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

組合の交渉の中でも、年度内支給というような御要望がございましたけど、極力努力することによって御回答を差し上げてるところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
5番。

5 番（阿部 豊 君）

元来、私が税法上の給与改定に、差額に対する税額の計算という部分においては、定められた支給日、または効力が生じた日の属する月に支給する通常の給与と差額分の給与を合計した金額について源泉徴収するというふうな認識でおりますもので、そこのところ年内に対応すべきでないかというふうな認識を持ってお伺いした次第でございますので、そこのところの確認を行いたいと、どういうふうな認識でおられるのかというのを確認したい。

議長（淡田 邦夫 君）
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

5番議員が言われた部分につきましては、給与の改定差額に対する税額の、いわゆる源泉徴収のやり方の考え方だと思います。

一方で、年末調整の対象となる企業という部分につきましては、例えば、これ国税庁のホームページからとった分でございますが、12月の勤務の給与は翌年の1月10日に支給されると。その分は年末調整対象となる給与は、この1月10日に支給する給与は含めるのでしょうかというような御質問でございますが、その中では結論は本年の年末調整の対象となりません。いわゆる、1月10日に支給される分については、対象となりませんということになっております。

ところが、その中で、言われたとおり、今回は給与改定差額だからそこは違うんじゃないかということで、その中では言われたとおり、定められた支給日又は効力が生じた日に属する月に支給する分との差額調整をお願いしますということで、今回の場合は定められた支給日がございますので、当然、今回議案がとおり、かつ今回の補正予算がとおった日が定められた日になるのかなという解釈もございます。

一方で、すいません、支給日が定められてない給与については、その支給を受けた日という、先ほど前段、年末調整の対象となる給与のところで、支給日が定められてない給与については、その支給を受けた日という形の解釈もございまして、この部分につきましては、すいません、今後、研究させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）
5番。

5番（阿部 豊 君）

十分、検討はだいぶされているものと認識しております。やっぱり、官民格差による給与の改定が行われたわけですから、それも遡及して対処すると。やはりこれ、賃金は労働の対価として給付されるものでございますので、効力が生じた日の早期の対応をですね、今後、検討していただければというふうに認識しておりますので、まあ、最後には要望をして質問を終わりたいと思います。

議長（淡田 邦夫 君）
ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

ないようです。これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。議案第75号 平成30年度佐々町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
その時計で25分まで、暫時休憩といたします。

(11時17分 休憩)

(11時25分 再開)

— 日程第3 議案第76号 平成30年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第3、議案第76号 平成30年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第76号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（藤永 大治 君）

それでは、1ページをごらんいただきたいと思います。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、5款繰入金、補正額、減額845万2,000円、計8,962万7,000円、1項他会計繰入金、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額、減額845万2,000円、計14億6,739万6,000円。

歳出、8款予備費、補正額、減額845万2,000円、計1,331万4,000円、1項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額、減額845万2,000円、計14億6,739万6,000円。

2ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括につきましては、割愛をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、一般会計繰入金の減に伴う補正でございます。歳入につきましては、保険基盤安定繰入金ということで、軽減対象世帯の被保険者数の減に伴う減額の方でございます。財政安定化支援事業繰入金、減額の465万円でございますけれども、こちらは交付税措置分の減に伴う減額でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから、質疑を行います。

3番。

3 番（永田 勝美 君）

今回の補正について、一般的になかなかわかりづらいというものでもあろうかと思えます。私も十分理解できないところもあるんですけども、いわゆる一般会計繰入金で保険財政安定化基金繰入、保険税軽減分等について当初の予定よりも少ないということではありますが、意味合いとしては、要するに保険税のいわゆる減額免除、そういった減額免除の対象となる方が減ったということでは理解してよいのか。

そして、ということは全体として保険料が、いわゆる減額しないまんどに入る方が増えたということになるかというふうに思います。ということは、全体としては保険財政は好転していると見ることはできるわけでありますから、全体としては、やはりその分についてはトータルとしていわゆるその保険税の軽減等に資するというふうに考えてよいのかということが一点。

それから2点目はですね、これが前年度と比べて、どのような傾向になっているのかということについても、お示しいただきたい、というふうに思います。

議長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（藤永 大治 君）

まず、保険基盤安定繰入金、こちらの保険税軽減分と保険者支援分とございますけれども、こちらはおっしゃられるとおり、軽減対象世帯の、そこに属しておる被保険者数が当初の見込みよりも少なくなったということになりますので、全体ですと、一般被保険者の数でいきますと、全体の55.4%の方が軽減を受けられている世帯の数ということになります。

29年度につきましては57.2%ということで、若干ですけれども、軽減を受けられている世帯の被保険者が、割合が少なくなったということになりますので、まあ、好転しているかというところでいきますと、ただ、1人当たりの所得割額で申しますと、29年度と30年度を比較すると、30年度のほうが1人当たり所得額でいきますと減っているということになりますので、一概には軽減世帯が減っているからといって所得が伸びているのかというそういう見方は、一概にはちょっと言えないかなと思っております。

それから、昨年度と比較しまして、この軽減対象世帯の被保険者数は前年度から95人減っているという状況でございます。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

いずれにしてもですね、いわゆるその国保世帯に対する公費の支援というのが、少なくても済んでいるということは事実かというふうに思います。そういう点で言えば、やはり求められている高すぎる保険料の引き下げに向けた十分な検討というのが、今後、求められるのではないかと申し上げておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

ないようでございます。
これで、質疑を終わります。
これから、討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。
これから、採決を行います。

議案第76号 平成30年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第4 議案第77号 平成30年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第2号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第4、議案第77号 平成30年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第77号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

それでは、めくっていただきまして、1ページでございます。

第1表歳入歳出予算補正、保険事業勘定。歳入、1款保険料、補正額、減額237万7,000円、計2億4,639万5,000円、1項介護保険料、補正額、計ともに同額です。

3款国庫支出金、補正額350万9,000円、計2億5,827万4,000円、1項国庫負担金、補正額273万6,000円、計1億8,674万6,000円、2項国庫補助金、補正額77万3,000円、計7,152万8,000円。

4款支払基金交付金、補正額445万3,000円、計2億9,880万2,000円、1項支払基金交付金、補正額、計ともに同額です。

5款県支出金、補正額273万2,000円、計1億6,720万8,000円、1項県負担金、補正額280万2,000円、計1億6,012万9,000円、2項県補助金、補正額、減額7万円、計707万9,000円。

6款繰入金、補正額205万9,000円、計1億6,047万6,000円、1項一般会計繰入金、補正額同

額、計1億6,047万5,000円。

歳入合計、補正額1,037万6,000円、計11億7,885万8,000円。

次の2ページのほうです。

歳出、2款保険給付費、補正額1,704万円、計10億6,730万7,000円、1項介護サービス等諸費、補正額1,344万円、計9億6,052万6,000円、2項介護予防サービス等諸費、補正額60万円、計2,190万円、4項高額介護サービス等費、補正額300万円、計2,681万1,000円。

5款地域支援事業費、補正額、減額55万9,000円、計4,282万7,000円、1項介護予防・生活支援サービス事業費、補正額、減額40万8,000円、計1,604万7,000円、2項一般介護予防事業費、補正額、減額13万7,000円、計802万4,000円、3項包括的支援事業・任意事業費、補正額、減額1万4,000円、計1,873万6,000円。

8款予備費、補正額、減額610万5,000円、計244万円、1項予備費、補正額、計ともに同額です。

歳出合計、補正額1,037万6,000円、計11億7,885万8,000円。

めくっていただきまして、3ページになります。

第1表歳入歳出予算補正、サービス事業勘定、歳入。1款サービス収入、補正額55万1,000円、計217万1,000円、1項予防給付費収入、補正額、計ともに同額です。

歳入合計、補正額55万1,000円、計330万4,000円。

歳出、1款事業費、補正額40万9,000円、計280万7,000円、1項包括的支援事業費、補正額、計ともに同額です。

2款予備費、補正額14万2,000円、計49万7,000円、1項予備費、補正額、計ともに同額です。

歳出合計、補正額55万1,000円、計330万4,000円。

次の4ページのところ、歳入歳出補正予算事項別明細書、保険事業勘定のところは割愛させていただきます。

5ページ以降ということになります。5ページのところ、一番上段になりますけれども。

1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料のところ、減額の237万7,000円、特別徴収保険料としておりますけれども、これにつきましては、死亡・転出等による減ということでございます。

それから、全体的な部分ということになりますけれども、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金につきましては、歳出におけるちょうど8ページのところになります。8ページのところで、上段部分が1,344万円の増額が施設入所要介護者給付費、その下の中ほどが介護予防サービス計画費の60万円、その下の要介護者高額介護サービス費300万円ということでありまして、こういった保険給付費の増額の見込みにより、歳入の補正が出てくるということでございます。

それから、この8ページのところの中ほどの60万円、介護予防サービス計画費というのがございますけれども、この60万円の見込みに伴って、結果として12ページになりますけれども、歳入のところ、サービス収入、予防給付費収入、居宅支援サービス費収入というのがございます。介護予防サービス計画費収入55万1,000円、これ、時期的なずれがありますけれども、結果として、この保険勘定の会計とサービス事業勘定との入り繰りというふうな格好になるかと思っておりますけれども、60万円の計画費で、結果としてケアプランの作成とかそういったものがありますので、サービス事業勘定のほうで計画収入55万1,000円が上がっているというふうなことでございます。

今回の補正は以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

これから、質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから、討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。
これから、採決を行います。

議案第77号 平成30年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第5 議案第78号 平成30年度佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第5、議案第78号 平成30年度佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第78号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（藤永 大治 君）

それでは、1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、1款診療収入、補正額10万8,000円、計131万5,000円、1項外来収入、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額10万8,000円、計1,009万2,000円。

歳出、1款総務費、補正額ゼロ、計845万5,000円、1項施設管理費、補正額、計とも同額です。

2款医業費、補正額12万1,000円、計36万5,000円、1項医業費、補正額、計とも同額です。

4款予備費、補正額、減額1万3,000円、計45万8,000円、1項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額10万8,000円、計1,009万2,000円。

2ページの歳入歳出予算補正事項別明細書の総括につきましては、割愛をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、診療所の受診者数の増に伴う補正ということで、歳入のほうでいきますと、診療、1目国民健康保険診療報酬収入、2目の社会保険診療報酬収入ということで、新患の受診者数の増に伴う増額の補正となっております。

それに伴いまして、歳出のほうの2款になりますけれども、2款医薬費のところでは1目医薬品衛生材料費ということで、血液検査料の増額をさせていただいております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから、質疑を行います。

3番。

3 番（永田 勝美 君）

1点だけ確認ですけれども、全体としては患者数は若干増えたということと、当初の見込みよりは多かったわけですね。そういう中で、収益が10万8,000円ほど増えたけれども、このいわゆる役務費として血液検査の委託料が12万1,000円増えてると。これはその血液検査の委託料は、もともと赤字なのか、その分については赤字なのか、要するにその委託料そのものが、最近、高額になってきているというふうに聞いていますので、項目を増やして金額が増えたということなのか、要因は何ですか。その支出の増ですね、医薬品の血液検査の支出増の内訳っていうのはわかりますか。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（藤永 大治 君）

こちらの手数料、12節役務費の血液検査料ということで、こちら当初予算では2件の12月ということで、全体で年間24件の見込みを立てておりましたけれども、患者、新患の増に伴いまして、年間36件の見込みということで、こちら内容については、その血液の検査の内容については変わりませんが、患者数の増に伴う増額の補正ということで、計上をさせていただいております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか。ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第78号 平成30年度佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

1時から開会としますので、暫時休憩といたします。

（11時46分 休憩）

（13時00分 再開）

— 日程第6 議案第79号 平成30年度佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、議案第79号 平成30年度佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第79号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

1 ページ目をごらんください。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、3款国庫支出金、補正額3,907万7,000円、計1億9,007万7,000円、1項国庫補助金、補正額、計ともに同額です。

6款諸収入、補正額6万4,000円、計117万4,000円、3項雑入、補正額、計ともに同額です。失礼しました。補正額同額ですが、計は117万1,000円。

7款町債、補正額4,260万円、計2億2,640万円、1項町債、補正額、計ともに同額です。

歳入合計、補正額8,174万1,000円、計10億4,535万4,000円。

歳出、1款総務費、補正額減額の447万5,000円、計2億1,869万6,000円、1項総務費、失礼しました、総務管理費、補正額、減額、計ともに同額です。

2款建設費、補正額8,830万6,000円、計4億3,633万4,000円、1項建設費、補正額、計ともに同額です。

4款予備費、補正額、減額209万円、計1,691万7,000円、1項予備費、補正額、計ともに同額です。歳出合計、補正額8,174万1,000円、計10億4,535万4,000円。

2ページ目をごらんください。

第2表繰越明許費、2款建設費、1項建設費、事業名、中央地区排水対策事業、大新田第2排水ポンプ場ポンプ場増設工事委託、金額3,623万4,000円

2款建設費、1項建設費、事業名、小浦地区排水対策事業、小浦ポンプ場長寿命化改築工事委託、金額1億4,900万円。

3ページ目をごらんください。

第3表地方債補正。変更、起債の目的、下水道事業債、公共下水道事業。補正前、限度額1億6,180万円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率年2%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率、償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。補正後、限度額2億440万円、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じです。

4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、総括については割愛をさせていただきます。

すみません、汚水事業のほうから説明をさせていただきます。

6ページ目をごらんください。

歳出、1目総務管理費で下水道ストックマネジメント計画調査業務委託料ということで、507万5,000円の減額となっております。これにつきましては、執行残ということでの補正でとなっております。

それと、その下の処理場、1目、失礼しました、4目の処理場管理費、修繕料としまして、60万円を計上させていただいております。これについては、下水道処理場のですね、し渣脱水機部分の修繕を計画しております。

続きまして、6ページ目、失礼しました、6ページ目の下から2行目ほどの2款建設費1項建設費1目の下水道建設費の委託料ということで、1,400万円の減額としております。污水管渠接続実施設計業務委託料ということで、これにつきましては、農業集落排水施設の2地区の公共下水道への接続の工事設計業務を予定しておりましたけども、次年度へ繰り越すということで減額をさせていただいております。

以上、汚水関係についての説明を終わらせていただきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

建設課のほうでは、雨水事業のほうに取り組んでおりますので、その分についての説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページ目のほう、申し訳ございません、2ページをお願いいたします。

今回、繰越明許費を計上させていただいております。まず、上段の部分ですけども、中央地区排水対策事業として、3,623万4,000円、繰越明許費を計上させていただいております。現在、すいません、第2排水ポンプの4基目のポンプの増設を行っております。平成30年度当初予算に1億7,300万円を計上させていただきまして、今回、国庫補助金の追加交付に伴いまして、事業費ベースで323万4,000円の追加がっております。これで合計1億7,623万4,000円となりまして、本年度、1億4,000万円の執行見込みでございますので、残りの3,623万4,000円については、次年度へ繰り越しをさせていただきたいというふうに考えております。

それから、次に、下段の部分ですが、小浦地区排水対策事業としまして、1億4,900万円の繰越明許費を計上させていただいております。現在、小浦ポンプ場の長寿命化計画に基づきま

して、工事を行っておるところでございますが、平成30年度当初予算に5,200万円を計上しております。今回、国庫補助金の追加交付に伴いまして、事業費ベースで9,700万円の追加となっており、合計で1億4,900万円となりますが、その全額を繰越して、繰り越すものでございます。本年度の事業の事業費としましては、平成29年度から繰り越しております1億円となる見込みでございます。そのあとの雨水事業分の歳入歳出につきましては、この国庫補助金の追加交付によりますところの国庫補助金額及び起債等の調整、それから歳出の調整というふうになっております。

以上です。よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第79号 平成30年度佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第7 議案第80号 平成30年度佐々町水道事業会計補正予算（第2号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第7、議案第80号 平成30年度佐々町水道事業補正予算（第2号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第80号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

1ページ目をごらんください。

水道事業会計予算説明書。収益的支出の部分でございます。1目の原水及び浄水費ということ、委託料の減額が126万2,000円ございますけれども、これにつきましては、入札の執行残によるものでございます。それと2目の配水及び給水費の修繕費、配水管修繕費ということで、151万2,000円ということで増額を上げさせていただいております。

これにつきましては、送水管や配水管の管径が、管の径が大きい管の補修がっております。それに伴い、9月にも補正させていただきましたけれども、再度補正をさせていただけたらと考えております。

3ページ目をごらんください。

資本的支出。1款1項1目固定資産購入費ということで、土地購入費300万円、それと2目の施設改良費ということで、委託料200万円計上させていただいております。これにつきましては、水道施設の再構築に絡み、給水管能力の不足解消のために、平野地区のポンプ所を計画しております。現在、配水管の処理場からの管の工事のための委託業務をしておりますけれども、ポンプ所が位置が決まらないことには、配水管の設計も追いつきませんので、今回、補正で申しわけありませんけれども、この土地購入費と委託料を計上させていただきました。

以上、よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

8番。

8 番（須藤 敏規 君）

近くに住みながら、こういうことが起きていると全く知らなくて申し訳ございません。よく見たら、私の家が近くにありまして申し訳ございません。これは水道ですよ。水道が今、あれですね、はい。企業会計でなざるから、それは結構なんですけれども、要するにあそこに今、A案が何か建てるような計画、今、資料を見ているんですけど、委員会の。この土地は私、農業委員会におるとき、非農地証明が出て、非農地ということで農地じゃないということなんですけれども。土地につきましては、どがん評価で買われるようなお考えかですね。まあ、名義は本人の所有権移転は意思ですから、してないかもわかりませんが、農業委員会からとしては、非農地証明であると通知が税務課のほうに多分行っていると思うんですけど、その土地の評価はどう考えておられるのかですね。

もう1点は、あそこら辺一帯の水道管は、地元の人が土地を出し合って町のほうにやって、多分受贈財産ということで台帳整備してあると思うんですけども、入り口のところにですね、建物があるんですが、電気配線したあれが高さが3メートルぐらいあるんですね、そのポンプ所が、もとのポンプ所が。倒れて、さびれて落ちるからですね、そのもともとあったポンプ所の撤去をですね、将来的に廃止、撤去をしたいって委員会のとに、事業管理者の方がおっしゃってますので、企業管理者として、その将来っていうのは、ずっともう忘れていきますからですね、何年後に、ここが完成した何年後に撤去していくとかですね、そういう計画をちょっとお聞きしておきたいということで、2点。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

今回、購入する土地がどういった算定をするかということで御質問だったかと思いますが、既にこの土地はですね、地目を変更して登記が済ませてあります。原野として登記がして

ありますので、まずは登記地目で相手方と交渉を進めていきたいと考えております。具体的には、まず今からのことですので、細かいところまで決定は、面積的なものも決定はしていませんけども、まずはその単価で相談ができたかと考えております。

それと、もともとありました平野第一ポンプ所ですけども、これにつきましては、今後、建て替えのですね、将来的には、やはり施設自体老朽化した際、建て替えが必要となつてまいりますので、その土地として利用しようと考えております。今あるポンプ所の建物自体はですね、何年に撤去をするというところまでは、具体的などこまではつくっておりませんが、おおむねポンプ所自体が、機能がするのが、今後新たなポンプ所を建てるのが早くても4年、もしくは5年先ということになります。

その後の撤去という形にはなろうかとは考えております。よろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

今建っている第一ポンプ所、第二ポンプ所とあるんですけど、その前の分があるんですよ。受贈財産の台帳を見ていただければわかると思うんですけども、カーブのところの道上にですね、1か所、そしたらずっと回りまして、携帯の中継塔が2本あるんですけど、一番上の携帯の中継塔の奥にもう1棟、まあ、管理面で入ったことあるかないかと思うんですけども、その隣接地が私の所有地である、私の妻の所有地ですけど、伐採に冬入るんですけど、有刺鉄線とかですね、コンクリの鉄柱が立ってね、ちょっとけがしたことがあったもんですから、その施設と下の施設と2か所あるもんですから、その撤去をですね、どのように考えておられるかと思つてですね、そこら辺です。もとの管です。今あるとやなく、その前の管が受贈財産つてありますから。それは早急にできたらお願ひします。できないなら、どうしようかなあと思うんですが。確認。

議 長（淡田 邦夫 君）
水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

すみません。先ほどの答弁で、今ある施設かと思ひまして、間違えた答弁をしてしまいましたけど、申し訳ありません、1か所だけは、今の中継ポンプ所の下のほうにあるのは知っておりますけども、それ以前にまだあったという部分が、については、私のほうも把握してありませんでしたので、今度確認してですね、対応できる分は対応していきたいと考えております。よろしくお願ひします。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

受贈財産の台帳に財産として、まだ残っていますからですね、土地だけはありますけど、上物はもう価値がないもんですから、整理されて対処方をお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかにございませんでしょうか。

5番。

5 番（阿部 豊 君）

すみません。今の質問での再確認です。

用地取得に際し、価格決定根拠を問われたと思うんですけど、細かいところまで決定していない面積及び価格っていう答弁が、だったという。では、どうやって予算要求しているのかわかるというところですよ。おかしかですよ、答弁が。細かいところまで決定していないのに、まあ、面積含めっていうような答弁やったんですよ。じゃあ、この予算要求の根拠は何なんだっていうふうには、私は感じなかったもので、再度詳しくお伺いしたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

すみません。私の答弁が一部まずいところがありまして、先ほど、細かいところはと言った部分については、削除させていただけたらと思っております。一応面積的には、ポンプ所自体の面積は、298平米の買収を予定しております。

また、単価についてはですね、先ほどちょっと申しましたように現況の、あ、すみません。

議 長（淡田 邦夫 君）

暫時休憩します。

（13時23分 休憩）

（13時24分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

すみません。申し訳ありませんでした。

土地については、一応ポンプ所の場内整備ということで、298平米ほど予定しております。また、土地の単価については、固定資産の評価額等を参考にしながらですね、予算要求をさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか。ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第80号 平成30年度佐々町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
暫時休憩といたします。議員の皆さん方、議員控室のほうにお願いいたします。

（13時25分 休憩）

（13時51分 再開）

— 日程第8 議案第81号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、議案第81号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

議案第81号でございますけど、上程する前に訂正方をお願いしたいと思います。2ページ目の一番下の「平成27年」って書いてあるのが、平成24年に修正方を、よろしくお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。

（議案第81号 朗読）

2枚目以降に履歴書等を添付しておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。質疑討論を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑討論を省略し、直ちに採決します。議案第81号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は、同意することに決定いたしました。

— 日程第9 発議第4号 佐々町議会傍聴規則の一部改正について —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第9、発議第4号 佐々町議会傍聴規則の一部改正についてを議題とします。事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（松本 孝雄 君）

（発議第4号 朗読）

別紙に現行の傍聴受付簿と改正後の受付票をお付けしておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

お諮りします。発議第4号 佐々町議会傍聴規則の一部改正については、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

— 日程第10 発議第5号 議員の派遣について —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第10、発議第5号 議員の派遣についてを議題とします。事務局長に朗読させます。議会事務局長。

議会事務局長（松本 孝雄 君）

（発議第5号 朗読）

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。発議第5号 議員の派遣については、原案のとおり派遣することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり派遣することに決定いたしました。

— 日程第11 閉会中の所管事務調査 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第11、閉会中の所管事務調査に入ります。閉会中の所管事務調査については、会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配付してあります案件について、調査の申し出がっております。

お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の所管事務調査を行うことに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、別紙委員長の申し出のとおり、閉会中の調査を行うことに決定されました。

以上で、平成30年12月本定例会に付された案件は全て終了いたしました。

閉会にあたり、町長より御挨拶をお受けいたします。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、閉会にあたりまして、皆様方にお礼を申し上げたいと思います。

12月の18日から20日まで本日まで議会3日間、定例会を開催いたしましたところ、皆様方の大変お忙しい中に全員御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、10議案を上程いたしました。1つの議案が否決されたということで、我々も大変重く受けとめておりまして、この件については、また協議をさせていただきたいと思っております。

ことしもあと10日余りで新しい年を迎えるわけでございます。皆様方におかれましては、風邪をひかないようにですね、体に留意されまして、御家族様ともどもですね、輝かしい新年を迎えられますように、心から祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのお礼にかえさせていただきます。大変ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

私から一言お礼を申し上げます。

閉会にあたり一言御挨拶を申し上げます。

12月18日より、本日まで10議案の重要案件につきまして、慎重な審議をいただきましたことを厚くお礼を申し上げます。今回の一般質問において、2人の方から、災という年で、一文字の「災」ということがございましたけれども、特にことしの夏は猛暑に始まり、台風被害、そして地震被害等に各地を襲いました。佐々町においては、おかげさまで大した被害もなく過ごせたと思っております。

しかし、いつしか佐々町においても、災害が来るかもしれませんので、その対応は、十分に

さまざまな課題にしっかりと取り組まなければならないと考えております。今議会におきまして、各議員から意見、指摘につきましては、その対応に十分に留意し、今後の町政運営にあたっていただきたいとお願いを申し上げます。

年末となりまして、寒さも厳しい折、これから年末に向けて、何かと立て込んでくると思います。議員各位、皆様におかれましては、御自愛の上、御家族ともどもよき年を迎えることとともに、来年が佐々町と町民にとりまして、よき年となることを念願いたしております。

閉会にあたりまして、私の御挨拶とさせていただきます。どうもお疲れでございました。

以上で、平成30年12月第4回佐々町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

(14時02分 閉会)